

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニアビサウ	ギニアビサウ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とギニアビサウ共和国政府との間の贈与交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	200,000千円 -----	H27.3.19 ビサウで (同日)	日本側 久保雄嗣在ギニア ビサウ臨時代理大使 ギニアビサウ側 イデルフ リッド・マニエール・イ メス・フエルナンデス国 際協力・共同体担当大臣	H27.4.8 115号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。